

## 教育基本法の改悪に反対する声明

戦後の民主的教育を支えてきた教育基本法に対し、森首相をはじめとする政府・与党が改悪を画策している。

首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」が先頃まとめた中間報告では、教育基本法について“制定当時とは著しく異なる社会状況の中で、求められる理念や内容が変化しているはず”とし、“必要に応じて改正されてしかるべきである”という意見が「大勢を占めた」としている。さらに、小中高生全員への奉仕活動の強制、教員への人事評価システムの導入など、戦後教育体制の抜本的な見直しを提言している。

首相は就任直後の国会で“戦後の教育は「思いやりの心や奉仕の精神、日本の文化、伝統の尊重など、日本人として持つべき豊かな心や倫理観、道徳心をはぐくむ」ことが不十分であり、それが今日の教育の危機を招いた”とし、その打開策として、教育基本法の見直しを打ち出した。この見直しが、国家に対する国民の帰属意識と忠誠心の涵養をはかることをもくろんでいるものであることは明らかである、また教育基本法の見直しが憲法改悪論議と一体ですすすめられていることは、有事立法の法制化問題とも関連して、きわめて危険な動きといえる。「教育改革国民会議」は、その動きの一つとして、教育基本法の改悪をもくろんでいるものといえる。

しかし、問題の本質は教育基本法にあるのではなく、その精神をこれまで踏みにじってきた政府の姿勢にあることは明白である。現在の教育の危機をまねいたものは、たび重なる学習指導要領の改定により、詰め込み教育・落ちこぼし教育が加速されてきたことも大きな一因となっている。問題を解決するには、差別選別的教育体制をやめさせること、30人学級の実現、教員に対する管理強化の排除などが重要な課題である。

現在の政府の姿勢は、教育の危機の本質を隠蔽しつつ逆に利用して、国民・世論を政府・与党の思惑通りに導こうとしているものである。このまま政府与党の画策をゆるすことになれば、現状を打開することはできず、教育基本法の精神を踏みにじることになる。そして、教育を受ける者・おこなう者の思想・信条の自由すら大きく侵害することにつながるであろう。

地学団体研究会は、日本国憲法に基づき、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献する決意を示した教育基本法の精神の実現に努力する。そして、今おこなわれようとしている教育基本法の改悪に強く反対する。

2000年11月11日

地学団体研究会第54回総会